

山県市立伊自良中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義 <【いじめ防止対策推進法】H25.9.28 施行>

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「けんかやふざけ合いであっても見えないところでいじめが発生している場合がある」

(3) 学校としての構え

- ・一人一人の居場所を確保し、強い絆で結ばれる学校・学級経営をする。
- ・一見けんかやふざけ合いと思える事案についても、その背景にある事情を把握したうえで対応する。
- ・生徒の心身の安全・安心を最優先に、未然防止、早期発見・早期対応で児童生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」は「温かな学級・学校づくり」。
- ・生徒同士の認め合いや、教師の価値付けを行うことで、自己肯定感、自己有用感を高める。
- ・いじめ解消に向け、継続して十分な注意を払い、保護者や関係機関等と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・確かな学力を身に付け、合理的に思考し判断する力を養う。
- ・お互いのよさを認め合い、関わり合う学級経営・教科経営を行う。
- ・生徒自らがよりよい学校にしようとする自治的風土を醸成する。

(2) 生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）

- ・心に響く豊かな体験活動・道徳教育【岐阜希望が丘特別支援学校との交流等】
- ・差別や偏見を許さず、思いやりの心を育む人権教育【すべての仲間を大切にする生徒会】

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・生徒に自己有用感・自己決定の場を与える活動【生徒会活動、係活動、部活動、ボランティア活動】
- ・共感的な人間関係を育成する【帰りの会でのよさみつけ、合唱活動等】
- ・けじめと緊張感のある集会活動

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルについての研修の実施【生徒・保護者対象研修会等】

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・生活ノートや教師による日常的な声かけと日常的な観察及び情報の共有によりいじめを早期に発見する。
- ・月1回の「心のアンケート」実施、「いじめ・不登校 未然防止・対策委員会」により迅速対応
- ・スクールカウンセラーの積極的活用

(2) 教育相談の充実

- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・組織的に対応するため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・職員会等においていじめ防止のための研修会を実施

(4) 保護者との連携 ～いじめの事実が確認された際～

- ・いじめを受けた生徒やその保護者の思いを最大限受け止め、いじめた側も含め適切に対応できるよう、保護者の理解や協力を十分に得て、その日のうちに解決に向けた動きを作る。
- ・いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、いじめられた側への謝罪の指導を親身になって行う。いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させる。

(5) 関係機関等との連携

- ・教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークの活用

4 いじめ不登校未然防止対策委員会の設置

- ・法22条に基づき、以下の委員により構成される「いじめ・不登校 未然防止・対策委員会」を設置する。

<常設>校長・教頭、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター

<いじめ発生時(6(2)に該当する事案)>スクールカウンセラー、(状況により市教委と連携し)保護者代表、学校運営協議会委員、医師

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

- ・基本方針の周知…4月 職員会 PTA 総会 始業式 5月 学校運営協議会
- ・職員研修会…職員会等で事例研修 情報交流 いじめに関する学活後の研修
- ・アンケート調査…「心のアンケート」(月1回)、県調査(年3回)と二者懇談
- ・「いじめ・不登校 未然防止・対策委員会」…月1回定例開催、いじめ発生時随時
- ・生徒・保護者研修会…情報モラル学習 (PTA 総会や家庭教育学級にて)
- ・いじめ・悩みに関わる担任との二者懇談の実施 (対象:全校生徒)
- ・SCとの懇談を実施 (対象:全校生徒 年間を通じて計画的に実施)
- ・「特別の教科 道徳」でいじめの未然防止につながる考え方を学ぶ (学期に1資料位置づける。)
- ・「SOS」の出し方に関する授業の実施 (全学年で実施)

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応【組織対応】

～「いじめ・不登校 未然防止・対策委員会」～

〔重点・対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知 ⇒速やかな管理職等への報告と対応方針の決定 (情報共有の最優先)
- ② 事実関係の確実な把握 (複数で組織的に、保護者の協力を得て、背景も踏まえてできるかぎり即日対応)
- ③ いじめを受けた側の生徒の心のケア (SCによるカウンセリングの実施)
- ④ いじめた側の生徒への指導 (背景についても十分踏まえた上で指導する)
- ⑤ 双方の保護者への報告と指導の協力依頼 (謝罪を含む、解決に向けた見通しの説明)
- ⑥ 関係機関との連携 (教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携)
- ⑦ 経過の見守りと継続的な支援 (保護者との連携)
- ⑧ 責任ある見届け (いじめに関わる行為の有無 (最低3か月以上)、被害生徒の心身の苦痛の有無)

(2) 「重大な被害」の申し立てがあった場合の対応

○下記(3)の対応と同様、重大事態が発生したもものとして調査に当たる。

(3) 「重大事態」と判断された時の対応

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。等

【学校の主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」⇒市教育委員会の指導の下、協力して事実関係調査
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供
- ・生命、身体又は財産に重大な被害の恐れがあるときは、警察署に通報し、援助依頼

7 学校評価における留意事項

- ・実態把握及び措置を適切に行うため、次の三点から適正に学校の取組を評価する。
 - ① 早期発見の取組
 - ② 対応の振り返り
 - ③ 再発防止の取組

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）、調査に関わる各種資料について

- ・一括管理し、厳正に取り扱う。（一次資料：当該生徒の卒業まで 二次資料：5年間）